三、コメネットシステムズ㈱に対する件

平成四年（排）第四号

排除命令

愛知県半田市山代町二丁目三二番地の一

コメネットシステムズ株式会社

右代表者　代表取締役　中野正博

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　コメネットシステムズ株式会社は、一般消費者を対象に、平成三年一一月一日以降、「半田店二周年オープン記念」等と称して行っている懸賞による景品類の提供の企画を、取りやめなければならない。

二　同社は、前項記載の景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に前記告示第一項第一号又は第二号の方法により、景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて採った措置及び第二項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　コメネットシステムズ株式会社（以下「コメネットシステムズ」という。）は、肩書地に本店を置き、愛知県内に半田店等四店舗を設け、米穀及び石油製品等の小売業を営む事業者である。

二　コメネットシステムズは、「半田店二周年オープン記念」等と称し、前記四店舗において、平成三年一一月一日以降、米（「標準価格米」を除く。）を一〇キログラム購入した一般消費者に対し、応募用紙により応募させ、月末を締切日として、毎月抽選により、六日間のハワイ旅行一組二名招待（二六万四〇〇〇円相当）を景品類として提供することを企画し、これを実施している。

また、同社東海店においては、ガソリン及び軽油の販売開始を記念し、平成三年一一月一五日から同月一七日までの期間、ガソリン又は軽油のいずれかを一五リットル以上給油した一般消費者に対しても、前記応募用紙を与え、前記企画に参加させた。

三　懸賞により提供することができる景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額が五〇〇円以上五万円未満の場合、一万円である。

しかるに、前記企画において、懸賞に係る取引の価額のうち最低のものは、別表記載のとおりであると認められるから、同社が懸賞により提供することができる景品類の最高額は、一万円であるところ、前記の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、コメネットシステムズの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同告示第二項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成四年三月二六日

公正取引委員会

委員長　梅澤節男

委員　佐藤徳太郎

委員　宇賀道郎

委員　佐藤謙一

委員　股野景親

別表

期間	商品名	価額
平成三年一一月一日から同月四日まで	伊賀産コシヒカリブレンド	四、二三〇円
同月五日から同月一四日まで	同右	四、三五〇円
同月一五日から同月一七日まで	軽油	九〇〇円
同月一八日から平成四年一月三一日まで	伊賀産コシヒカリブレンド	四、三五〇円
同年二月一日以降	同右	四、五五〇円